

【お知らせ】スリランカの電子渡航認証（ETA）の事前取得義務化の延期について

2025年11月3日

在スリランカ日本国大使館

（ポイント）

スリランカ移民局は、2025年10月15日から、観光目的でスリランカに渡航する全ての外国人旅行者に対し、到着前に電子渡航認証（ETA）の取得を義務付けると発表していましたが、このたび、追って通知があるまでこの措置を延期すると発表しました。

（本文）

1 この発表に伴い 30 日以内の観光目的の邦人旅行者は引き続きオンアライバルビザを空港で取得して入国することができますが、スリランカ移民局の施策は事前の通告なく変更されることがありますので、到着前に ETA を取得して入国されることをお勧めします。

ETA 公式ウェブサイト：<https://eta.gov.lk/>

2 ETA 申請上の留意点

（1）不当に高い手数料を要求する代理申請サイトの存在も確認されていますので十分注意してください。

（2）ETA についてご不明な点がある場合には、スリランカ移民局に照会してください。

○スリランカ移民局

Hotline：+94 71 9967888

電話+94 11 2777638 月曜日～金曜日 09：00 ～ 16：00 （祝祭日は除く）

Web Site: www.immigration.gov.lk

E-Mail：controllor@immigration.gov.lk